



育児休業・介護休業等で助成金が受給できるかもしれません

職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進に取り組む事業主の皆さまへ

平成29年度 両立支援等助成金のご案内

従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための取組を実施した事業主等
に対して支給する助成金は、次の5種類があります。



① 出生時両立支援コース

② 介護離職防止支援コース

③ 育児休業等支援コース

④ 再雇用者評価処遇コース

⑤ 事業所内保育施設コース 平成28年4月から新規計画の認定申請
等を行う場合は、企業主導型保育事業
女性の活躍推進に取り組む事業主への支援として

⑥ 女性活躍加速化コース

男性が育児休業を取得しやすい職場環境を作る取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給されます。(男性の育休5日以上)
他にも介護、育児休業、女性活用等に取り組むことで助成金を受給できることがあります。助成金手続報酬は受給出来た場合のみで結構です。(報酬は助成金の20%)

① 出生時両立支援コース

男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりの取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給します。

以下に当てはまる事業主に支給します。

- 男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりのために以下★のような取組を行うこと。
- 男性が子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業を取得すること。

★男性の育休取得(1人目)前に次のような取組のうちいずれかの実施が必要です。

注意!

- ・男性労働者に対する育児休業制度の利用促進のための資料等の周知
- ・子が産まれた男性労働者への管理職による育休取得勧奨
- ・男性の育休取得についての管理職向けの研修の実施
- ・過去3年以内に男性の育児休業取得者(連続14日以上、中小企業は連続5日以上)がいる企業は対象外です。
- ・支給対象は1年度につき1人までです。



※厚生労働省HPより で検索を!

改正

雇用保険料率が引き下げられました

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

一般の事業	0.9% (個人負担 0.3%)
農林水産・清酒製造業	1.1% (個人負担 0.4%)
建設業	1.2% (個人負担 0.4%)

—発行—

たけせ社会保険労務士事務所

社会保険労務士 武瀬 由利恵

〒800-0204

北九州市小倉南区中吉田 3-5-4

携帯: 090-6299-3606 TEL: 093-473-2892

<http://takeese-sr.life.coocan.jp/>